租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策	社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件の
	の名称	緩和
2	対象税目 ① 政策評価の	法人税:義(国税 13)
	対象税目	法人住民税:義(自動連動)(地方税 17)
	② 上記以外の	(不動産取得税)(固定資産税)(都市計画税)
	税目	【特定医療法人以外の法人関係】
		(所得税)(事業税)(消費税)(地方消費税)(相続税)(贈与税)(事業
		所税)
3	要望区分等の別	【拡充】 【主管】
4	内容	《現行制度の概要》
		特定医療法人について、法人税の税率を19%とする。
		《要望の内容》
		訪日外国人に対する医療は日本の公的保険医療制度を利用しな
		い自由診療として行われており、通常の医療機関は請求金額を自由
		に設定できる。
		一方で、税制上優遇措置を受ける特定医療法人の場合には、自費
		患者に対し請求する金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計
		算されることとする要件(以下「診療費要件」という。)が設けられている
		ことから、訪日外国人診療に対して、必要な診療費を請求することがで
		きない。
		特定医療法人が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件につ
		いて、訪日外国人診療に伴う医療機関の負担に鑑み、訪日外国人に
		対して請求できる診療費の上限を緩和する。
		《関係条項》
		特定医療法人:租税特別措置法第 67 条の2
		租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第1項第1号に
		規定する厚生労働大臣が財務大臣と教示して定める基
		準(厚生労働省告示)第1条第1号口
		地方税法第 73 条の4第1項第3号の2、第 348 条第2
		項第9号の2、第 702 条の2第2項
5	担当部局	厚生労働省医政局医療経営支援課、総務課医療国際展開推進室、総
		務課
6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期: 令和7年8月
	象期間	分析対象期間: 令和元年度~令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 39 年度 制度創設
8	適用又は延長期間	恒久措置

		T
9 必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定医療法人が開設する医療機関において、訪日外国人を診療した場合に、医療機関が不利益を被る状態を改善することにより、医療機関が安心して訪日外国人患者を受け入れることができる環境を整備する。
		《政策目的の根拠》 訪日外国人旅行者数は、2024年では36,869,900人(独立行政法人 国際観光振興機構による推計)であり、過去最高であった2019年の 31,882,049人を約500万人上回った。今後、訪日外国人旅行者の増加が予想される中、訪日外国人旅行者が滞在中に予期せぬ病気やけがをした際に円滑な受診ができる医療提供体制の確保が求められており、各医療機関は訪日外国人に対する診療の提供が必要となる。 しかし、言語や文化的・宗教的背景の違いからコミュニケーションに時間が掛かる等の理由によって訪日外国人の診療に要する時間は日本人より長くなる傾向にあり、医療機関は通常の診療に比して多くの費用を負担する必要がある。 訪日外国人に対する診療については、日本の公的医療保険制度を利用しない自由診療であり、通常の医療機関であれば請求する金額を自由に設定することが可能であるが、特定医療法人においては診療費要件が課せられていることで、医療機関の経営に支障を及ぼし、ひいては訪日外国人の受入れに消極的となるおそれがある。 そのため、訪日外国人に対する医療提供体制を確保するためには、特定医療法人における診療費要件について、訪日外国人に対してはこれを緩和する必要がある。
	② 政策体系に おける政策 目的の位置 付け	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシス
	③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	テムを構築すること 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定医療法人の経営基盤の支援を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する。 ○測定指標 特定医療法人数 ○達成目標 本措置については、昭和39年に制度が創設され、その法人数が増加してきたところであるが、平成19年度末の412法人をピークに、その法人数は徐々に減少している。ただし、この減少数には、より公的な医療(救急医療等確保事業)を担う、社会医療法人への移行が含まれている。 社会医療法人は、特定医療法人と同様、公的な運営を確保するための要件等を充足する必要があり、移行後も引き続き、「地域住民に対し

				て良質かつ適切な医したがって、特定医(B)の合計が平成19 いることは、本措置に対して良質かつ適切る。 以上より、達成目標	療法人数 年度末の よって、平な医療を発	(A)と社会)特定医療 成 19 年 安定的に扱	を展法人数(4) を表法人数(4) をと同等が をとしている	への移行 112 法人) 以上に「地 ていること	を超えて 域住民に と同義であ
		4	政策目的に 対する租税 特別措置等 の達成目標 実現による 寄与	訪日外国人が増加 定医療法人が不利益 安定に資する。					
10	有効性	1	適用数	特定医療法人		_			/ 33/ / 1 - 2-1 5
	等			年度	令和6	7	8	9	(単位:件) 10
				区分	DHI H				
				適用件数(推計)	161	157	153	149	144
				<参考>					(単位:件)
				年度 区分	令和元	2	3	4	5
				適用件数(実績)	213	200	195	176	139
				【算定根拠】 令和5 の結果に関するる報告 令和6年度の件を関するの 合年を全をの件を でかからの数値を がからの数値を がからの数を は療を 令和31法人 会に195 + 176 + 1	書」(第 20 、法療計 年法 める) 年法 める) 第 139) 数	D8 回 国 直 の 直 め 指 計 り は り は り は り は り は り は り は り は り は り	提 年 (令人過 年 (大)過 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	217 回国名 年度~令の において 度 人 (a)	法提出)に 和5年度) 割合及び は、小数点

[]	T	 和3年度~6年度にる	おける減少	法人数の		法人)と同	1様の推
			移をするものとして推		7471,300		<i>,,</i> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1 1× 0> 1⊏
			特定医療法人数(推)			
			令和7年度 令和8			令和 10) 年度	
				法人			, 人 5 法人令和	17年度以
			降の適用件数(推計		200 /27		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1,120
			(a) × (b) =適用	•				
	2	適用額	特定医療法人	1311 30				
		X2/11 LR	内之匹尔丛八				(単位	:百万円)
			年度	令和6	7	8	9	10
			区分	13 14 0	,	J	ŭ	
			適用額(推計)	29,495	28,762	28,030	27,297	26.381
			超用银(胜时/	23,433	20,702	20,000	21,231	20,001
			<参考>					
			、少与 /				(畄仏	:百万円)
			年度	令和元	2	3	4	5
			区分	サイロノし	2	S	4	5
				20.000	25.002	40.400	00.751	10.074
		-	適用額(実績)	36,299	35,003	40,422	33,751	19,274
			【算定根拠】		m + T / 1	TO TV 44 D.		n 4k =m
			令和元年度~令和5					
			査の結果に関する報	告書」(第	208 回国	会提出、第	3217 回国	会提出)
			による。		<u></u>	- 1 - / ^ -	· <u></u>	^
			令和6年度以降の適					
			度)における黒字法ノ					
			を用いて推計(算出)	過程におい	ては、少数	效点以下 <i>0</i>)数値を含	めて計
			算)。					
			黒字法人の平均所得	•	•			
			(40,422 + 33,751)	+ 19,27	4) ÷ (195 +	176 + 13	9)
			≒183.2					
			各年の適用数・・・(d)				
			令和6年度以降の適	用額(推計	†)			
			(c) × (d) = 適	題用額				
	3	減収額	特定医療法人					
				Т	T		(単位	:百万円)
			年度	令和元	2	3	4	5
			区分					
			法人税	▲ 1525	▲ 1470	▲ 1698	▲1418	▲810
			法人住民税	▲107	▲103	▲ 119	▲99	▲ 57
							(単位	:百万円)
			年度	令和6	7	8	9	10
			区分					
			法人税	▲ 1,23	▲ 1,20	▲ 1,1	▲ 1,1	▲ 1,1
				9	8	77	46	08
			法人住民税	▲87	▲85	▲82	▲80	▲ 78
	l i		1-37 11-24 170					

【算定根拠】 法 人 税:「②適用額」×(基準税率 23.2% - 軽減税率 19.0%) 法人住民税 都道府県民税を1%、市町村民税を6%として、上記法人 税をもとに算出 ※ 本要望の診療費要件の見直しは、訪日外国人が増加していくな か、特定医療法人が必要な診療費を請求できるようにすることで医 療機関の経営の安定に資するためのものであり、税収を減じる措置 ではない。 (数策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようと する目標(9③)の実現状況》 地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供されている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 「使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 「年度 H19 H20 H21 H22 H23 H26 H27 H28 A38 A56 A65 「特定医療法人から社会医 一 26 56 73 90 療法人へ移行した数(B) 合計 [(A) + (B)] ー 428 A38 A56 A65 「年度 H24 H25 H26 H27 H28 日26 日27 H28 日28 H29 H30 H31 R2 R3 日27 H28 日28 H29 H30 H31 R2 R3 日27 H28 H29 H30 H31 R2 R3 日27 H28 H28 H30 H31 R2 R3 日27 H28 H28 H30 H31 R2 R3 日27 H28 H29 H30 H31 R2 R3 日27 H28 H29 H30 H31 R2 R3 日27 H28 H28 H29 H30 H31 R2 R3 H28 H29 H30 H31	 						
法人 税:「②適用額」×(基準税率 23.2% 一軽減税率 19.0%) 法人住民税・都道府県民税を1%、市町村民税を6%として、上記法人 税をもとに算出 ※ 本要望の診療費要件の見直しは、訪日外国人が増加していくな か、特定医療法人が必要な診療費を請求できるようにすることで医 療機関の経営の安定に資するためのものであり、税収を減しる措置ではない。 (政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようと する目標(9③)の実現状況) 地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供されている。【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 「住用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9④)に対する租税特別措置等の直接的効果》 「本度 H19 H20 H21 H22 H23 B2 B3 B3 375 B2 B3							
か、特定医療法人が必要な診療費を請求できるようにすることで医療機関の経営の安定に資するためのものであり、税収を減じる措置ではない。 《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供されている。【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 (租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 「中度 H19 H20 H21 H22 H23 区分 特定医療法人から社会医 — 26 56 73 90 療法人へ移行した数(B) 合計 [(A) + (B)] — 428 438 456 465 「中度 H24 H25 H26 H27 H28 日26 日27		法 人 税:「②適用額」× 法人住民税:都道府県民税を					
する目標(9③)の実現状況》 地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供されている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 年度 H19 H20 H21 H22 H23 区分 特定医療法人数(A) 412 402 382 383 375 特定医療法人がら社会医 一 26 56 73 90 療法人へ移行した数(B)		か、特定医療法人が必要な 療機関の経営の安定に資す	診療費を	き請求で	きるよう	こするこ	とで医
# 世	④ 効果	する目標(9③)の実現状況》 地域住民に対して良質かつ	適切な圏	≣療を安	定的に提	是供され [・]	ている。
区分			ようとす	る目標(9③) に対	対する租	税特別
特定医療法人から社会医療法人へ移行した数(B)			H19	H20	H21	H22	H23
療法人へ移行した数(B) 合計 [(A) + (B)] - 428 438 456 465 年度 H24 H25 H26 H27 H28 区分 特定医療法人数 (A) 375 375 376 369 362 特定医療法人から社会医 98 105 114 124 130 療法人へ移行した数(B) 合計 [(A) + (B)] 473 480 490 493 492 年度 H29 H30 H31 R2 R3 区分 特定医療法人数 (A) 358 359 343 337 331 特定医療法人から社会医 135 137 141 143 144 療法人へ移行した数(B) 合計 [(A) + (B)] 493 496 484 480 475		特定医療法人数 (A)	412	402	382	383	375
合計 [(A) + (B)]		特定医療法人から社会医	_	26	56	73	90
年度 H24 H25 H26 H27 H28 区分 特定医療法人数 (A) 375 375 376 369 362 特定医療法人から社会医療法人から社会医療法人へ移行した数(B) 合計 [(A) + (B)] 473 480 490 493 492 日本度 H29 H30 H31 R2 R3 区分 特定医療法人数 (A) 358 359 343 337 331 特定医療法人から社会医療法人から社会医療法人から社会医療法人から社会医療法人へ移行した数(B) 合計 [(A) + (B)] 493 496 484 480 475		療法人へ移行した数(B)					
区分 特定医療法人数 (A) 375 375 376 369 362 特定医療法人から社会医 98 105 114 124 130 療法人へ移行した数(B) 合計 [(A) + (B)] 473 480 490 493 492 年度 H29 H30 H31 R2 R3 区分 特定医療法人数 (A) 358 359 343 337 331 特定医療法人から社会医 135 137 141 143 144 療法人へ移行した数(B) 合計 [(A) + (B)] 493 496 484 480 475		合計 [(A) + (B)]	_	428	438	456	465
区分 特定医療法人数 (A) 375 375 376 369 362 特定医療法人から社会医 98 105 114 124 130 療法人へ移行した数(B) 合計 [(A) + (B)] 473 480 490 493 492 年度 H29 H30 H31 R2 R3 区分 特定医療法人数 (A) 358 359 343 337 331 特定医療法人から社会医 135 137 141 143 144 療法人へ移行した数(B) 合計 [(A) + (B)] 493 496 484 480 475			1	Г			T 1
特定医療法人から社会医 98 105 114 124 130 療法人へ移行した数(B) 合計 [(A) + (B)] 473 480 490 493 492 年度 H29 H30 H31 R2 R3 区分			H24	H25	H26	H27	H28
療法人へ移行した数(B) 合計 [(A) + (B)] 473 480 490 493 492 年度 H29 H30 H31 R2 R3 区分 特定医療法人数(A) 358 359 343 337 331 特定医療法人から社会医 135 137 141 143 144 療法人へ移行した数(B) 合計 [(A) + (B)] 493 496 484 480 475		特定医療法人数(A)	375	375	376	369	362
年度 H29 H30 H31 R2 R3 区分 特定医療法人数 (A) 358 359 343 337 331 特定医療法人から社会医 135 137 141 143 144 療法人へ移行した数(B) 合計 [(A) + (B)] 493 496 484 480 475			98	105	114	124	130
区分 特定医療法人数 (A) 358 359 343 337 331 特定医療法人から社会医 135 137 141 143 144 療法人へ移行した数(B) 合計 [(A) + (B)] 493 496 484 480 475		合計 [(A) + (B)]	473	480	490	493	492
特定医療法人数 (A) 358 359 343 337 331 特定医療法人から社会医 135 137 141 143 144 療法人へ移行した数(B) 合計 [(A) + (B)] 493 496 484 480 475		年度	H29	H30	H31	R2	R3
特定医療法人から社会医 135 137 141 143 144 療法人へ移行した数(B) 合計 [(A) + (B)] 493 496 484 480 475							
療法人へ移行した数(B) 合計 [(A) + (B)] 493 496 484 480 475							-
			135	137	141	143	144
年度 R4 R5 R6 R7 R8		合計 [(A) + (B)]	493	496	484	480	475
		年度	R4	R5	R6	R7	R8
区分							
特定医療法人数 (A) 328 313 307 299 291		特定医療法人数(A)	328	313	307	299	291

[######################################	4.40	450	1-1	450	455
				│ 特定医療法人から社会医 │ 療法人へ移行した数(B)	148	150	151	153	155
					476	463	450	450	446
				合計 [(A) + (B)]	4/0	403	458	452	446
				年 度	R9	R10			
				平 <u>/ / / / / / / / / / / / / / / / / / </u>	113	1110			
				特定医療法人数(A)	283	275			
				特定医療法人から社会医	157	159			
				療法人へ移行した数(B)	107	100			
				合計 [(A) + (B)]	440	434			
				HH [(/// 1 (D/)	1.10				
				【使用したデータ(文献等の概要特定医療法人数、特定医療法人数、特定医療法人数、特定医療法 は、都道府県宛の調査に基金の和7年度以降の特定医療法 人数の平均(8法人)と同様の存和7年度以降の特定医療法は、R3~6年度における移行数のと推計。	去人から 大法人 大法数は 大きない 大きない 大きない 大きない 大きない 大きない 大きない 大きない	社会医乳 数を記載 は、R3~いるものと 社会医乳 (2法人	療法人へ 6年度に :推計。 療法同様	、移行した おける、 、移行した の推移を	た数 減少法 た数
		\$	税収減を是 認する理由 等	― 当該承認要件の緩和は、E 国人の診療に取り組める。 法人の税収を減じるものでまた、当該見直しは、特定接影響を与えるものではな	kうにす。 はない。 医療法.	るもので	あり、既る	字の特定	E医療
11	相当性	1	租税特別措	特定医療法人は、承認要件		ない場合	合、承認:	取消とな	ること
			置等による	から、訪日外国人の診療におい	いて、損	失を甘受	し診療し	ている	現状で
			べき妥当性 等	あり、この解決のためには要件	の見直	しが必要	: である。		
		2	他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担	同様の政策目的に係る他の	支援措	置や義務	ら付けは:	ない。	
		3	地方公共団	訪日外国人に対する医療機	関の負	担が減少	心、経営	の安定	が図ら
			体が協力す る相当性	れることによって、地域医療提供	供体制の	の長期的	な安定に	こ資する	o

12	有識者の見解	_
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	平成 30 年 8 月(H30 厚労 08)